

令和元年度指定管理者管理運営状況評価結果について  
(東京都人権プラザ)

東京都では、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施しています。

このたび、令和元年度の評価結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

1 評価の目的

評価は、管理の履行状況、安全管理、法令遵守、サービスの利用状況といった観点から指定管理者の業務実施状況等の評価し、その結果を今後の施設管理運営に反映していくことで都民サービスの向上を図っていくことを目的としています。

2 評価の方法

指定管理者の年間を通じた施設の管理運営状況について、毎年度終了後、総務局が一次評価を行い、外部委員を含む評価委員会の二次評価を経て、最終的な評価を決定します。

3 評価の概要

(1) 評価基準 (4段階)

総合評価	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B	管理運営が良好であった施設
C	管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

評価の観点については別紙1のとおり。

(2) 評価委員会名及び委員構成

評価委員会	対象施設	委員構成
東京都人権プラザ 指定管理者評価委員会	東京都人権プラザ	外部委員3名(公認会計士1名、弁護士1名、学 識経験者1名)、内部委員2名(東京都職員)

評価委員会委員の氏名については別紙2のとおり。

(3) 評価結果

対象施設	評価
東京都人権プラザ	B

評価は別紙3のとおり。

[問合せ先] 総務局人権部人権施策推進課  
電話 03-5388-2588 (直通)

## 評価の観点

項目	細項目	内容
管理状況	適切な管理の履行	○協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか ・業務の履行（保守点検など）は適切か ・人員配置は適切か ・協定や事業計画どおりの管理となっているか など
	法令等の遵守	○個人情報保護、報告等は適切に行われているか ・個人情報保護は適切に行われているか ・情報公開は適切に行われているか ・都への報告は適時、適切にされているか など
	安全性の確保	○施設の安全性は確保されているか ・施設の安全性は確保されているか ・事業者の責に帰す事故が発生したか など
	適切な財務・財産の管理	○適切な財務運営・財産管理が行われているか ・収支状況は安定的な運営が行われているか ・都有財産（物品等）は適切に管理されているか など
事業効果	事業実施・利用の状況	○事業計画どおりの事業実施・利用状況となっているか ・利用者数、利用件数の状況はどうか ・他機関、地域等との連携が適切に行われているか など
	サービス内容の向上	○事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか ・利便性等の向上のための取組はされているか ・施設利用の促進のための取組はされているか など
	行政目的の達成	○行政と連携を図り施設の目的を達成しているか ・施設の目的を達成しているか ・都及び関係機関等との連携が適切に行われているか など

## 評価委員会委員名簿

評価委員会名	委員氏名	役職名
東京都人権プラザ 指定管理者評価委員会	金子 邦 博	公認会計士金子邦博事務所 公認会計士
	高 田 智 美	インテグラル法律事務所 弁護士
	菱 山 謙 二	筑波大学名誉教授
	小 平 基 晴	東京都総務局総務部長
	石 黒 洋 子	東京都教育庁総務部 人権教育調整担当課長

## 令和元年度指定管理者管理運営状況評価

施設名	東京都人権プラザ
所在地	港区芝 2-5-6
指定管理者名	公益財団法人東京都人権啓発センター
指定期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

評価内容	
総合評価	<b>B</b>
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンプライアンスの取組をより一層推進するため、コンプライアンス委員会を設置した。</li> <li>来客者の転倒防止策として、スロープのカーペットに「スロープ注意」の表示を施すなど、事故を防ぐための安全確保に努めている。</li> <li>台風等により交通機関への影響が予想される場合の臨時休館対応について検討を行うなど、利用者の安全確保に取り組んでいる。</li> </ul>
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>展示室及び図書資料室の利用者数の合計は9,927人と、平成30年度に比べて103.6%となった。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年3月3日から3月31日まで臨時休館としたが、相談の受付方法の検討を行い、一般相談は電話・メール・手紙、法律相談は電話（対面しない方法）で受け付けることで、相談事業を継続させた。</li> <li>展示室では、学校や自治体等からの依頼に応じて、展示物の解説等を行う人権学習会を合計164団体（延べ）と、平成30年度（126団体）を大きく上回る数の団体に対して実施し、人権尊重の理念を広めた。</li> <li>各事業においては参加者の要望に応じて、手話通訳や点字レジュメの作成等を手配しているが、新たにヒアリンググループを購入し、セミナールームで実施する講座等の際はヒアリンググループ席を設けることで、情報保障を更に充実させた。</li> <li>英語、中国語に加え、新たに韓国語のプラザリーフレットを作成するなど、多言語対応を強化させた。</li> <li>東京2020大会を控え、「人権連続講座2020～オリンピック・パラリンピックに向けて～」として、オリンピック・パラリンピックと社会との関わりやそのレガシー等について人権の視点から考える全6回の人権連続講座など、スポーツと人権に係る様々な講座を企画、実施した。</li> <li>都民講座やメッセージ展等において、テーマに関連する施策を担当している都各局と連携し、相互にチラシやリーフレットの配布を行った。</li> <li>総務局行政改革推進部が令和2年度中に実施を予定している「電話ボックス型筐体」における人権相談について、都と調整を行った。</li> </ul>